

滋賀県ラグビーフットボール協会規約

(名 称)

第 1 条 本会は滋賀県ラグビーフットボール協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の主たる事務所は、大津市上田上中野町779番地に置く。

(会 員)

第 3 条 本会の会員は、日本ラグビーフットボール協会が本則に基づき、理事会が承認した者とする。

(目 的)

第 4 条 本会は、ラグビーフットボール競技の健全なる普及、発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技規則の普及徹底ならびに競技の指導。
- (2) 競技会の開催ならびに監督、指導。
- (3) レフリーの養成指導および派遣。
- (4) 競技会場の斡旋および資材の入手斡旋。
- (5) 県外競技大会に参加する代表チームの決定、派遣。
- (6) ラグビーフットボールに関する調査、研究および情報の収集。
- (7) 資料、記録の収集および保存。
- (8) 競技者の救護保護・互助・その他体育医事に関する事項。
- (9) その他、本会の目的達成するに必要な事項。

(役員の種類および選任)

第 6 条

1. 本会には、次の役員をおく。ただし、定数については理事会において変更することができる。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 顧 問 若干名
- (4) 参 与 若干名
- (5) 理 事 23 名以内（理事長・副理事長・書記長・副書記長・会計・副会計を含む）
- (6) 会計監査 2 名以内
- (7) 医務委員

2. 会長・副会長・顧問・参与および医務委員は、総会において推薦する。

3. 理事および会計監査は、総会により選出する。

4. 理事長・書記長・会計は理事の互選により定める。

5. 会計監査は、他の役員が兼ねることができない。

(役員の仕事)

第 7 条

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。また、会長が欠けたときは、その職務を代行する。副会長が2名以上の場合は、年長の者がこれを行う。

3. 理事長は、理事会を代表し、これを統括する。

4. 書記長は、理事長の命を受けて、会務を処理する。

5. 会計は、金銭・資材・出納・その他経理事務を行う。

6. 理事は、理事会を構成し、会務を審議する。
7. 会計監査は、会計を監査する。

(役員の任期)

第 8 条

1. 役員の任期は次の通りとする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
 - (1) 会長・副会長 3 年
 - (2) 顧問 無任期
 - (3) その他の役員 1 年
2. 役員は、再任することができる。

(役員の解任)

- 第 9 条 役員としてふさわしくない行為があったとき、総会において、出席者の 4 分の 3 以上の同意により解任することができる。

(理事長・書記長・会計の補佐)

第 10 条

1. 理事長・書記長・会計（以下、理事長等という）の職務を補佐することを目的に、副理事長・副書記長・副会計をおくことができる。また理事長等に事故があるときや理事長等が欠けたときは、その職務を代行する。
2. 副理事長は、理事長が推薦し、理事会において承認する。
3. 副書記長ならびに書記は、書記長が推薦し、理事会において承認する。
4. 副会計は、会計が推薦し、理事会において承認する。
5. 書記は会議の内容を記載し、事務局的な役割を果たす。
6. 理事長・書記長・会計及びその副職により構成される三役会を必要に応じ開催し、協議することが出来る。

(委 員 会)

第 11 条

1. 本会の事業を推進するために、委員会をおくことができる。
2. 委員会の各委員長・副委員長および委員は理事会の意見を聞き、理事長が委嘱する。
3. 委員会のその他の事項は、別に定めるところによる。

(総会の構成)

- 第 12 条 総会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 第 6 条第 1 項第 1 号から第 7 号に定める役員。
- (2) 副書記長ならびに書記および副会計。
- (3) 第 3 条に掲げる団体。（1 団体につき 1 名）
- (4) 委員会の委員長。

(総 会)

- 第 13 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告ならびに収支決算の承認。
- (2) 事業計画案ならびに収支予算案承認。
- (3) その他この会の運営に関する重要な事項。

(総会の招集)

- 第 14 条 総会は、会長が招集する。

- (1) 総会の構成者となり得る者から会議の目的である事項を示して総会の招集の請求があったとき、理事長の承認を得て、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。
- (2) 総会を招集するには、総会の構成者に対して、会議の目的である事項およびその内容ならびに

日時・場所をあらかじめ通知しなければならない。

(総会の議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第 16 条 総会は、総会の構成者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 17 条 総会の議事は、出席者の過半数の同意を持って決する。

(理事会の構成)

第 18 条 理事会は、次の号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 第6条第1項、第1号・第2号・第5号に定める役員。
- (2) 副書記長ならびに書記および副会計。
- (3) 委員会の各委員長。

(理事会の職務)

第 19 条 理事会は、次の号に掲げる事項を所管する。

- (1) 総会提出議案の審議、決定。
- (2) その他、この会の運営に関する事項を審議、執行。

(理事会の招集)

第 20 条 理事会は、原則として少なくとも毎月1回開催する。

(理事会の議決)

第 21 条 理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(経 費)

第 22 条 本会の経費は、入会金・会費・寄付金・その他の収納金をもって支弁する。

(会 費)

第 23 条 会員は、毎年5月末日までに次の区分に従って会費を納付しなければならない。

社会人	10,000円
クラブ・大学	8,000円
高等学校・中学校・ラグビースクール	3,000円

(会計年度)

第 24 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

昭和36年5月15日	一部改正
平成4年5月17日	一部改正
平成7年5月21日	一部改正
平成9年5月25日	一部改正
平成10年5月24日	一部改正
平成20年5月11日	一部改正
令和3年5月9日	一部改正
令和7年5月11日	一部改正